

令和6年11月1日

紫友同窓会会員・客員各位

紫友同窓会理事会

紫友同窓会規約の改定案に関する意見の募集について

今般、紫友同窓会理事会では、紫友同窓会規約(以下単に「規約」といいます。)を令和7(2025)年に実施する評議委員会において一部改定することを目指しています。

評議委員会へ議案として上程するに先立ち、紫友同窓会会員・客員の皆様の多様な意見を取り入れるため、ここに紫友同窓会規約の改定案に関する意見の募集を行います。

紫友同窓会規約改定案については別紙1、紫友同窓会規約改定案の概要については別紙2のとおりです。

紫友同窓会規約の改定案についてご意見がある会員・客員の方は、下記の要領に沿ってご意見をお寄せください。

記

1. 意見の募集対象

紫友同窓会規約の改定案

2. 意見の募集の趣旨、目的、背景等

別紙2「1.規約を改定しようとする背景」のとおりです。

3. 意見の提出方法

意見提出時の必要事項を添えて、「6. 意見の提出先」(後述)に記載のいずれかの方法を用いて意見をお送りください。

4. 意見の募集期間

令和6(2024)年11月1日から11月30日まで
なお、郵送の場合は締め切り日の消印まで有効とします。

5. 意見提出時の必要事項

意見提出時は、次の各事項を含めてください。

- 卒業年次(客員の場合は不要)
- 卒業クラス(客員の場合は不要)
- 氏名

- 連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)
- 意見(紫友同窓会規約改定案のどの箇所に関する意見か、明記をお願いします。)

6. 意見の提出先

(1) 意見提出フォームを利用する場合

次の URL にアクセスし、意見提出時の必要事項を入力の上意見をお送りください
(ファイルを添付することができます。)

<https://form.shiyu-dousoukai.jp/671912>

(2) 電子メールを利用する場合

メールの件名を「規約一部改定の提案に関する意見の提出」とし、意見提出時の必要事項をメール本文に記載のうえ、紫友同窓会事務局(jimu-kyoku@shiyu-dousoukai.jp)へお送りください。

(3) FAX を利用する場合

意見提出時の必要事項を記載した書面を、03-3945-1961まで送信してください。

(4) 郵送の場合

意見提出時の必要事項を記載した書面を、次の宛先に送付してください。

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-29 東京都立小石川中等教育学校内
紫友同窓会事務局

7. 留意事項

- 提出された意見は紫友同窓会ホームページに掲載するほか、令和7年に実施予定の評議委員会の中で配布等をする予定です。
- 御記入いただいた卒業年次、卒業クラス、氏名、連絡先は提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 意見の提出に伴い発生する通信料、郵送料その他の費用は、恐れ入りますが意見提出者にてご負担ください。

以上

紫友同窓会規約 一部改定案 新旧対照表

変更箇所については下線により示されています。

なお、変更箇所が膨大となるため、改定前の規約文中に存在する読点として用いられていた「、(カンマ)」を「、(テン)」に変更している箇所については、新旧対応表への記載を割愛しています。この読点の置き換えは、令和3年に文化審議会が『横書きの読点は、「、(テン)」を用いることを原則とする。』などとした「公用文作成の考え方」を取りまとめたことを踏まえ、社会状況及び言語環境の変化に沿ったものとするための変更です。

1. 第三章 役員

改定案	現行	備考
<p>(役員の選任)</p> <p>第十五条 会長は、評議委員による公選制によって会員の中から選出されるものとする。</p> <p><u>2 副会長</u>、理事及び監事は、理事会が会員の中から本人の承諾を得て指名し、<u>会長の承認</u>によって選任される。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第十五条 会長<u>及び副会長</u>は、評議委員による公選制によって会員の中から選出されるものとする。</p> <p><u>2 公選制を管理運営して執行するために、選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会に関する事項その他の公選制に必要な事項は、役員選挙管理規程に別途定める。</u></p> <p><u>3 会長候補者及び副会長候補者を推薦するために、役員推薦委員会を設ける。役員推薦委員会に関する事項は、役員推薦規程に別途定める。</u></p> <p><u>4 理事及び監事は、理事会が会員の中から本人の承諾を得て指名し、<u>評議委員会の議決</u>によって選任される。</u></p>	

改定案	現行	備考
<p><u>(公選制)</u> <u>第十五条の二 公選制は、評議委員による選挙とする。</u> <u>2 選挙の候補者は、選挙管理委員会に対して立候補を届け出た会員及び候補者推薦委員会が推薦した会員とする。</u> <u>3 現に会長の職にある者のみが次期における会長候補者となったときは、投票は、行わない。</u></p>	(新設)	
<p><u>(選挙管理委員会)</u> <u>第十五条の三 公選制を管理運営して執行するために、選挙管理委員会を設ける。</u> <u>2 選挙管理委員会に関する事項その他の公選制に必要な事項は、規程で別途定める。</u></p>	(新設)	現行第十五条第二項の内容を移動
<p><u>(候補者推薦委員会)</u> <u>第十五条の四 会長候補者を推薦するために、候補者推薦委員会を設ける。</u> <u>2 候補者推薦委員会に関する事項は、規程で別途定める。</u></p>	(新設)	現行第十五条第三項の内容を移動
<p><u>(役員の辞任)</u> <u>第十五条の五 役員は、自己の都合により辞任することができる。</u> <u>2 辞任しようとする役員は、少なくとも2週間前までにその旨を理事会に申し出なければならない。</u></p>	(新設)	

改定案	現行	備考
<p><u>(評議委員会による役員の審査と解任)</u></p> <p><u>第十五条の六 役員は、評議委員会が招集される都度、評議委員による審査を受ける。</u></p> <p><u>2 前項の審査において、評議委員会に出席する評議委員の過半数が解任を可とするときは、その役員は解任される。なお、会長が解任された場合においては速やかに第十五条第一項の規定による会長の選出を行うものとし、それまでの間については第十八条第一項の規定による。</u></p> <p><u>3 前項の規定により解任された役員は解任から1年間、役員に就くことはできない。</u></p>	(新設)	
<p><u>(会長による副会長又は理事の解任)</u></p> <p><u>第十五条の七 会長は、次の各号のいずれかに該当する副会長又は理事を、全ての副会長のうち半数以上の賛成意見を得たうえで、解任することができる。</u></p> <p><u>一 職務を行うことができない状態にある者</u></p> <p><u>二 本会の目的に反する行為、本会の名誉を著しく傷つける行為又は本会の品位を損なう行為を行った者</u></p> <p><u>三 その他副会長又は理事として不適当な行為を行った者</u></p> <p><u>2 役員は、前項各号のいずれかに該当する副会長又は理事を解任すべきと思料するときは、その理由を添えて、会長に副会長又は理事の解任を求めることができる。</u></p> <p><u>3 会長は、前項の求めがあったときは、理事会に対してその求めに対する意見を聴取しなければならない。</u></p>	(新設)	

改定案	現行	備考
<p>(評議委員会への報告)</p> <p>第十五条の八 会長は、<u>評議委員が役員を審査するために必要な情報を評議委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>2 会長は、<u>第十五条の七第一項の規定に基づいて副会長又は理事を解任した場合は、そのことを評議委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>(役員の任期)</p> <p>第十六条 役員の任期は、<u>以下のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>会長 2年間</u></p> <p>二 <u>副会長、理事及び監事 2年間。ただし、初任の場合にあっては選任されてから初めて評議委員会による審査を受けるまでの期間に2年を加えた期間</u></p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第十六条 役員の任期は、<u>2年</u>とする。</p>	
<p>(再選の制限)</p> <p>第十七条 <u>会長は、通算して3期を超えて務めることはできない。</u></p> <p>2 <u>副会長、理事及び監事は、同一の役職に連続して3期を超えて務めることはできない。</u></p>	<p>(再選の制限)</p> <p>第十七条 <u>役員は、同一の役職に連続して3期を超えて在任することはできない。</u></p>	
<p>(職務の代行)</p> <p>第十八条 <u>会長に事故のあるとき、欠けたとき、その他職務の執行に支障が生じたときは、あらかじめ会長が指定した副会長が臨時に、会長の職務を行う。</u></p> <p>2 <u>副会長、理事又は監事に事故のあるとき、欠けたとき、その他職務の執行に支障が生じたときは、他の役員がその役員に代わって職務を代行する。</u></p> <p>3 <u>このほか職務の代行に必要な事項は、規程で別途定める。</u></p>	<p>(欠員補充)</p> <p>第十八条 <u>役員が欠けたときは、評議委員会の議決を経て後任を選任し、前任者の残任期間を引き継ぐものとする。ただし、欠けた役員と同一の役職の者がその担当職務を引き継ぐことができる場合にあっては、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により後任が選任されるまでの間は、会長については副会長が、その他の役員については理事会が指名した者が、その職務を代行することができる。</u></p>	

2. 第四章 会議

改定案	現行	備考
<p>(議決機関)</p> <p>第二十条 本会の議決機関として、特別総会、評議委員会及び理事会をおく。</p>	<p>(議決機関)</p> <p>第二十条 本会の議決機関として、特別総会、評議委員会、理事会をおく。</p>	誤記の修正
<p>(議決方法)</p> <p>第二十三条 会議の議決は、<u>第十五条の六第二項又は</u>第五十二条に定める場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>	<p>(議決方法)</p> <p>第二十三条 会議の議決は、第五十二条に定める場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>	
<p>(特別総会)</p> <p>第二十五条 特別総会は、特に重要な事項を議決する、本会における最高議決機関である。</p> <p>2 特別総会は、<u>全</u>ての会員でこれを構成する。</p> <p>3 会員は、特別総会において、<u>1人につき1</u>票の議決権を有する。</p> <p>4 特別総会は、役員20%以上の提議又は評議委員の10%以上若しくは会員の2%以上の請求があったとき、会長がこれを招集する。</p> <p>5 招集通知は、あらかじめ届け出られた住所又はメールアドレスに書面又はメールで行うとともに、本会ホームページに掲載する。</p>	<p>(特別総会)</p> <p>第二十五条 特別総会は、特に重要な事項を議決する、本会における最高議決機関である。</p> <p>2 特別総会は、<u>すべ</u>ての会員でこれを構成する。</p> <p>3 会員は、特別総会において、<u>一人一票</u>の議決権を有する。</p> <p>4 特別総会は、役員20%以上の提議又は評議委員の10%以上若しくは会員の2%以上の請求があったとき、会長がこれを招集する。</p> <p>5 招集通知は、あらかじめ届け出られた住所又はメールアドレスに書面又はメールで行うとともに、本会ホームページに掲載する。</p>	常用漢字表の改定を踏まえた修正や、読みやすさの向上を図るものです。
<p>(総会)</p> <p>第二十六条 総会は、会長が会務について報告する。</p> <p>2 総会は、<u>全</u>ての会員等でこれを構成する。</p> <p>3 総会は、原則として本会の周年行事に併せて、会長がこれを開催する。</p> <p>4 開催通知は、理事会が決定する方法によって行う。</p>	<p>(総会)</p> <p>第二十六条 総会は、会長が会務について報告する。</p> <p>2 総会は、<u>すべ</u>ての会員等でこれを構成する。</p> <p>3 総会は、原則として本会の周年行事に併せて、会長がこれを開催する。</p> <p>4 開催通知は、理事会が決定する方法によって行う。</p>	常用漢字表の改定を踏まえた修正です。

改定案	現行	備考
<p>(評議委員会)</p> <p>第二十七条 評議委員会は、特別総会で議決された事項に反しない範囲内において本規約に定める予算、決算、<u>役員</u>の<u>審査</u>その他の重要な事項を議決する。</p> <p>2 評議委員会は、評議委員でこれを構成する。</p> <p>3 評議委員は、評議委員会において、<u>1人につき1票</u>の議決権を有する。</p> <p>4 評議委員会は、原則として毎年1回、<u>会長</u>がこれを招集する。</p> <p>5 招集通知は、あらかじめ届け出られた住所又はメールアドレスに書面又はメールで行う。</p>	<p>(評議委員会)</p> <p>第二十七条 評議委員会は、特別総会で議決された事項に反しない範囲内において本規約に定める予算、決算その他の重要な事項を議決する。</p> <p>2 評議委員会は、評議委員でこれを構成する。</p> <p>3 評議委員は、評議委員会において、<u>二人一票</u>の議決権を有する。</p> <p>4 評議委員会は、原則として毎年1回会長がこれを招集する。</p> <p>5 招集通知は、あらかじめ届け出られた住所又はメールアドレスに書面又はメールで行う。</p>	
<p>(理事会)</p> <p>第二十八条 理事会は、予算、決算、重要事項その他の特別総会又は評議委員会に上程する議案の作成、理事から上申された議案の審議並びに特別総会及び評議委員会で議決された事項に反しない範囲内において本会の運営に必要な事項を議決する。</p> <p>2 理事会は、役員でこれを構成する。</p> <p>3 役員(監事を除く。)は、理事会において、<u>1人につき1票</u>の議決権を有する。</p> <p>4 理事会は、原則として2か月に1回会長がこれを招集する。</p> <p>5 招集通知は、書面、メールその他の適宜の方法によって行う。</p>	<p>(理事会)</p> <p>第二十八条 理事会は、予算、決算、重要事項その他の特別総会又は評議委員会に上程する議案の作成、理事から上申された議案の審議並びに特別総会及び評議委員会で議決された事項に反しない範囲内において本会の運営に必要な事項を議決する。</p> <p>2 理事会は、役員でこれを構成する。</p> <p>3 役員(監事を除く。)は、理事会において、<u>二人一票</u>の議決権を有する。</p> <p>4 理事会は、原則として2か月に1回会長がこれを招集する。</p> <p>5 招集通知は、理事会が決定する方法によって行う。</p>	

改定案	現行	備考
<p>(局長会)</p> <p>第三十一条 局長会は、第三十三条第<u>二</u>項に定める局間の連絡調整を行う。</p> <p>2 局長会は、会長、副会長、第三十三条第<u>三</u>項に定める局長及び同条第<u>四</u>項に定める副局長でこれを構成する。</p> <p>3 第三十五条に定める伊藤長七研究委員会及び第三十六条第<u>二</u>項ただし書に定める特別委員会の委員長は、局長会に参加することができる。</p>	<p>(局長会)</p> <p>第三十一条 局長会は、第三十三条第<u>1</u>項に定める局間の連絡調整を行う。</p> <p>2 局長会は、会長、副会長、第三十三条第<u>3</u>項に定める局長及び同条第<u>4</u>項に定める副局長でこれを構成する。</p> <p>3 第三十五条に定める伊藤長七研究委員会及び第三十六条第<u>2</u>項ただし書に定める特別委員会の委員長は、局長会に参加することができる。</p>	

3. 第七章 規程等

改定案	現行	備考
<p>(規程等の制定等)</p> <p>第五十条 理事会は、この規約に反しない限りにおいて本会を運営するために必要な規程を制定及び改廃することができる。</p> <p>2 局長又は選挙管理委員会、<u>候補者</u>推薦委員会、伊藤長七研究委員会若しくは第三十六条に基づき設置される特別委員会の委員長は、この規約及び各規程に反しない範囲で必要な細則を制定及び改廃することができる。</p>	<p>(規程等の制定等)</p> <p>第五十条 理事会は、この規約に反しない限りにおいて本会を運営するために必要な規程を制定及び改廃することができる。</p> <p>2 <u>第三十三条に定める</u>局長又は選挙管理委員会、<u>役員</u>推薦委員会、伊藤長七研究委員会若しくは第三十六条に基づき設置される特別委員会の委員長は、<u>各規程に定める範囲において</u>この規約及び各規程に反しない範囲で必要な細則を制定及び改廃することができる。</p>	

4. 附則

改定後	改定前	備考
<p><u>(施行期日)</u> 第一条 この規約は、2025年 月 日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u> 第二条 改定前の規約に基づき選任された会長は、改定前の規約に基づき評議委員会において選任されたときを、第十五条第一項に規定する選任されたときとみなす。</p> <p>2 改定前の規約に基づき選任された副会長、監事及び理事は、改定前の規約に基づき評議委員会において選任されたときを、第十五条第二項に規定する選任されたときとみなす。</p>		施行日は評議委員会の開催日とする予定です。

1. 規約を改定しようとする背景

紫友同窓会では、故・俵前会長を筆頭に母校創立 100 周年を大きな転換点としてとらえ、より活発で開かれた同窓会への変革を目指して会長・副会長の公選制を導入しました。

このために 2019 年 5 月 25 日付けで規約を全面的に改定し、その後所要の改定を行ってきたところですが、公選制を約 5 年間運用する中でその運営・維持には、同窓会理事会及び事務局に想像以上の大きな負荷が発生しています。

公選制に基づく公募を過去に複数回行いましたが、役員推薦委員会が擁立した候補者以外の立候補者が現れることもなく、同窓会理事会としてはむしろ同窓会活動の中核を担う役員の確保に苦戦しているのが現実です。また、評議委員会の中で会長の選任を行う決議は、事実上の信任投票となってしまっています。

また、母校創立 100 周年を控えて創立した「みらい基金」の運営・執行を含め、100 周年を機に、同窓会の活動範囲が拡大しており、特に、現役生の支援はタイムリーに実行しなければいけないことから、より機動性が求められるようになっていきます。

そこで、紫友同窓会を今後も持続可能な組織としつつ、効果的に同窓会活動が行えるようにするために、今般別紙1の規約改定案のとおり規約を改定するための提案を行うことを目指しています。

【参考】役員構成の現状

会長	1 名	公選制(選挙)	
副会長	3-5 名	公選制(選挙)	
理事	10-20 名	理事会が指名、評議委員会で選任	
監事	3-5 名	理事会が指名、評議委員会で選任	理事会における議決権なし

(いずれも任期2年。同一の役職は連続 3 期までに制限。)

2. 規約改定案のポイント

(1) 公選制を持続可能なものにするために

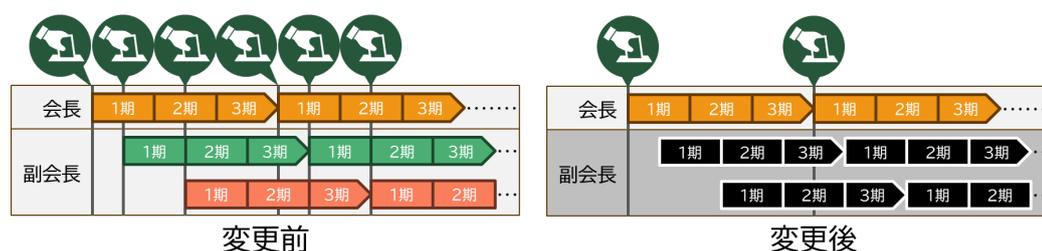
(1-1) 公選制の対象役員を変更します。

- 従来は公選制の対象となる役員を会長及び副会長としていましたが、公選制の実施には同窓会理事会・事務局に大きな負荷がかかっているため、その対象を会長のみに変更します。
- 会長は引き続き公選制によって選任されるため、各候補者が今後の同窓会の目指す姿・

あり方を評議委員の皆様を示し、その内容を踏まえて会長を選ぶことに変わりありません。

(1-2) 会長の再任規定を見直します。

- 公選制の実施には、事務局や理事会、選挙管理委員会に大きな負荷がかかっています。特に負荷の大きい投票は真に必要な場合のみ実施されるよう、現会長以外の会長候補者が現れない場合は投票を行わず、現会長が次の任期を務めることとします。
- 一方で、実質的な会長の任期が長くなりうるという弊害が生じるため、会長を務める会員を見直す機会も設けるために、評議委員会による審査制度を導入します(「(2-2) 評議委員会のガバナンス能力を担保します。」を参照。)



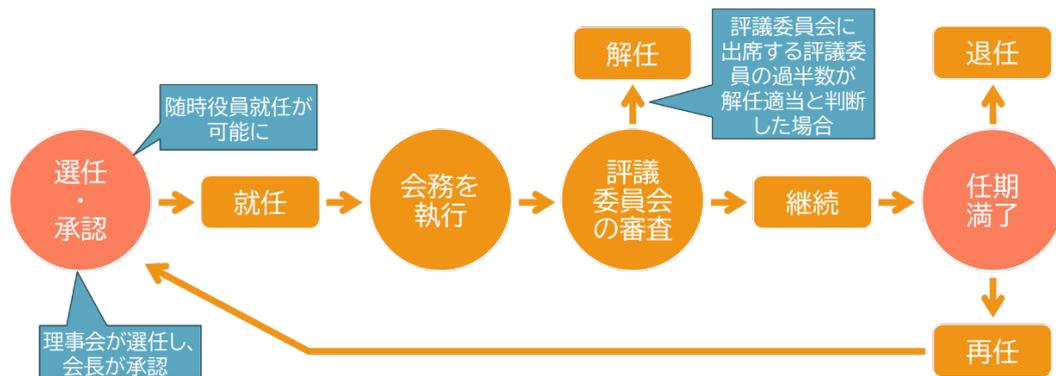
(現会長以外の会長候補者が現れない場合のイメージ図)

- 併せて、同窓会が硬直化することを避けること・次世代への引継ぎという観点から、会長は3期(6年)を務めた後その立場を譲ることが慣例となっていました。この慣例を規約に取り込みます。具体的には、会長については通算して、つまり生涯で3期(計6年間)を超えて会長職に就くことはできないようにします。

(2) より機動的に動ける同窓会を実現するために

(2-1) 役員が就任するまでに要する時間を短縮させます。

- 従来は理事及び監事を理事会が指名し、評議委員会の議決によって選任されることとしていました。
- しかし、年に1度のタイミングでしか役員を選任できないため、理事・監事等の候補者から役員就任の内諾を得ても正式な役員として活動できない期間が生じ、同窓会活動を推進していくうえでハードルとなっていました。
- そこで、会長以外の役員の選任は、理事会の指名を経たうえで会長が行う形に改めます。



(2-2) 評議委員会のガバナンス能力を担保します。

- 今までは評議委員会が役員を選任することで、ガバナンスを担保していたため、役員を選任プロセスを変更することと併せて、評議委員会のガバナンス能力を別の形で担保する必要があります。
- 評議委員会は会長を含めすべての役員に対して毎年審査を行い、出席者の多数が解任と判断した場合はその役員は解任される形とします。

(2-3) 副会長・理事の解任規定を設けます。

- 同窓会の次の100年を見据え、紫友同窓会は「紫友みらい基金」を設けるとともに、「新しい同窓会」を目指してその活動の在り方をいままでの小さな同窓会から転換し、紫友同窓会は多額の資金を管理・運用するようにもなりました。
- 「紫友みらい基金」への寄付という形で信託された同窓生の強い母校と後輩に対する想いを無駄にするようなことはあってはならず、不正が起こることの無いような仕組みを設けるとともに、万が一不正が起きたことを想定しておく必要もあります。
- このため、役員一人一人がしっかりと会務を執行することを促すとともに、万一の場合はその責任を問うことができるよう、副会長・理事の解任規定を設けます。
- さらに、役員相互のけん制能力を期待し、役員は会長に対して副会長・理事の解任を求めることができるようにします。

(2-4) 役員のリタイア根拠を設けます。

- いままでは役員が途中で退任することを規約の中で想定できていませんでした。
- かつては定年を迎えた同窓生が同窓会の中で活躍する流れが中心でしたが、定年退職後に一度リタイアした後、再び現役世代並みに働き始める方も少なくなく、役員候補者像が多様化していることに対応する必要があります。
- 役員の数に限りがあることから、必要な時に必要な役員が就任できるよう、任期中でも退任することができる規定を設けます。

(2-5) 代行規定を新たな考え方に沿ったものに改めます。

- 従来は評議委員会で役員を選任することを前提としていたため、役員に不測の事態が生じたときなどは次の評議委員会までの「つなぎ」を設ける発想で規定をしていました。
- 今回の規約改定案が承認された場合、理事会の選任の元、会長が副会長以下を随時選任できることになるため、「つなぎ」を設ける発想はなじまなくなります。
- そこで、新たな役員を選任する考え方に沿った形に規定を改めます。
- 具体的には、会長についてはあらかじめ会長が指定した副会長が会長の職務を代行します。会長以外については他の役員が代行することとし、実務上は速やかに後任者を役員とすることになります。
- なお、手続の詳細等は、理事会が規程で定めることといたします。

以上